

## 新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備事業評価委員会運営規程

(平成22年3月31日)

(改正平成24年6月12日)

新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備事業評価委員会開催要綱の8の規定に基づき、この規程を定める。

1. 新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、厚生労働省健康局長が招集する。
2. 厚生労働省健康局長は、評価委員会を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議題を委員に通知するものとする。
3. 評価委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
4. 座長は、議長として評価委員会の議事を整理する。
5. 座長は、委員会の運営に必要と認める場合に、新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備事業に係る申請者その他参考人の出席を求めることができる。
6. 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、座長の決するところによる。
7. 評価委員会は、各法人の製造技術等の企業秘密に関連する事項についても評価を行うことから、原則、非公開で開催するものとする。  
この場合、座長は、議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。  
議事要旨においては、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある部分を除くこととする。
8. この規程に定めるもののほか、評価委員会の運営に必要な事項は、座長が厚生労働省健康局長と協議のうえ定める。